

# 山梨県公報

号外第五十三号

平成三十年

十二月二十五日

火曜日

## 目次

### 条 例

- 山梨県文化芸術基本条例……………三
- 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………七
- 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………二八
- 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………三九
- 山梨県屋外広告物条例の一部を改正する条例……………四四

## 条例のあらまし

### ○山梨県文化芸術基本条例(条例第四十二号)(生涯学習文化課)

1 この条例は、文化芸術の振興及び文化芸術により生み出される価値の活用に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化芸術の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに県経済の活性化に寄与することを目的とするものとした。

2 文化芸術の振興等に関する基本理念を定めるものとした。

3 県民、文化芸術団体等、事業者及び学校等の設置者等の役割並びに県の責務を定めるものとした。

4 文化芸術の振興等に関する基本的施策を定めるものとした。

5 基本計画及び推進体制の整備等について定めるものとした。

6 この条例は、公布の日から施行するものとした。

### ○山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び

### 期末手当支給条例の一部を改正する条例(条例第四十三号)(人事課)

1 一般職の県職員の期末・勤勉手当の改定等に鑑み、特別職の職員に係る期末手当の支給割合を次のとおり改定するものとした。

(一) 平成三十年度十二月期の支給割合を一・七七五分分に引き上げる。

(二) 平成三十一年度以降の六月期の支給割合を一・六七五分分に引き上げ、十二月期の支給割合を一・六七五分分とする。

2 この条例は、公布の日から施行するものとした。ただし、1(二)については、平成三十一年度四月一日から施行するものとした。

3 1(一)については、平成三十年十二月一日から適用するものとした。

### ○山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十四号)(人事課)

1 一般職の県職員の期末・勤勉手当の改定等に鑑み、県議会議員の期末手当の支給割合を次のとおり改定するものとした。

(一) 平成三十年度十二月期の支給割合を一・七七五分分に引き上げる。

(二) 平成三十一年度以降の六月期の支給割合を一・六七五分分に引き上げ、十二月期の支給割合を一・六七五分分とする。

2 この条例は、公布の日から施行するものとした。ただし、1(二)については、平成三十一年度四月一日から施行するものとした。

3 1(一)については、平成三十年十二月一日から適用するものとした。

### ○山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十五号)(人事課)

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成三十年十月十八日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うものとした。

(一) 給料表の改定 若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる(平均改定率○・二%)。

(二) 諸手当の改定等

(1) 初任給調整手当 医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する支給限度額を四十一万四千八百円(現行四十一万四千三百円)に引き上げる等の改定を行う。

(2) 期末・勤勉手当

ア 平成三十年度十二月期の勤勉手当の支給月数を○・九五五分分に引き上げる。

イ 平成三十一年度以降の六月期及び十二月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ○・九二五分分に引き上げ、同年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給月数をそれぞれ一・三三分分に変更する。

ウ 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて支給月数を引

- (3) 宿日直手当 普通当直に対する支給限度額を四千四百円（現行四千二百円）に引き上げる等の改定を行う。
- (4) 扶養手当

ア 配偶者に係る手当の月額を、六千五百円（現行一万円）に引き下げるとともに、平成三十二年以降は行政職八級職員等について三千五百円に引き下げ、行政職九級職員等については支給しないこととする。

イ 父母等に係る手当の月額を、平成三十二年以降は行政職八級職員等について三千五百円に引き下げ、行政職九級職員等については支給しないこととする。

ウ 配偶者・子がない場合の一人目の父母等に係る手当の月額を、六千五百円（現行九千円）に引き下げるとともに、平成三十二年以降は行政職八級職員等について三千五百円に引き下げ、行政職九級職員等については支給しないこととする。

- (5) 地域手当等（医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。） 県内の公署に勤務する職員に係る地域手当の支給割合を二・七五％（現行三・五％）とする。併せて、給料月額について、当分の間、給料表の給料月額に〇・七五％を乗じて得た額を加算した額とする。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)イ、1(2)4及び1(5)については、平成三十一年四月一日から施行することとした。

3 1(一)、1(2)1及び1(2)3については平成三十年四月一日から、1(2)アについては同年十二月一日から適用することとした。

○ **山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第四十六号）（教育庁福利給与課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成三十年十月十八日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

- (一) 給料表の改定 若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる（平均改定率〇・二％）。
- (二) 諸手当の改定等

(1) 期末・勤勉手当  
 ア 平成三十年度十二月期の勤勉手当の支給月数を〇・九五分分に引き上げる。  
 イ 平成三十一年度以降の六月期及び十二月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ〇・九二五分分に引き上げ、同年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給月数をそれぞれ一・三分分に変更する。

- ウ 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて支給月数を引き上げる。
- (2) 宿日直手当 普通当直に対する支給限度額を四千四百円（現行四千二百円）に引き上げる等の改定を行う。
- (3) 扶養手当

ア 配偶者に係る手当の月額を、六千五百円（現行一万円）に引き下げるとともに、平成三十二年以降は行政職八級相当教育職員について三千五百円に引き下げる。

イ 父母等に係る手当の月額を、平成三十二年以降は行政職八級相当教育職員について三千五百円（現行六千五百円）に引き下げる。

ウ 配偶者・子がない場合の一人目の父母等に係る手当の月額を、六千五百円（現行九千円）に引き下げるとともに、平成三十二年以降は行政職八級相当教育職員について三千五百円に引き下げる。

- (4) 地域手当等 県内の公署に勤務する職員に係る地域手当の支給割合を二・七五％（現行三・五％）とする。併せて、給料月額について、当分の間、給料表の給料月額に〇・七五％を乗じて得た額を加算した額とする。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)イ、1(2)3及び1(4)については、平成三十一年四月一日から施行することとした。

3 1(一)及び1(2)については平成三十年四月一日から、1(2)アについては同年十二月一日から適用することとした。

○ **山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第四十七号）（警察本部警務課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成三十年十月十八日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

- (一) 給料表の改定 若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる（平均改定率〇・二％）。
- (二) 諸手当の改定等

(1) 期末・勤勉手当  
 ア 平成三十年度十二月期の勤勉手当の支給月数を〇・九五分分に引き上げる。  
 イ 平成三十一年度以降の六月期及び十二月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ〇・九二五分分に引き上げ、同年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給月数をそれぞれ一・三分分に変更する。  
 ウ 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて支給月数を引き上げる。

(2) 宿日直手当 普通当直に対する支給限度額を四千四百円（現行四千二百円）に引き上げる等の改定を行う。

(3) 扶養手当

ア 配偶者に係る手当の月額を、六千五百円（現行一万円）に引き下げるとともに、平成三十二年以降は行政職八級相当職員について三千五百円に引き下げる。

イ 父母等に係る手当の月額を、平成三十二年以降は行政職八級相当職員について三千五百円（現行六千五百円）に引き下げる。

ウ 配偶者・子がない場合の一人目の父母等に係る手当の月額を、六千五百円（現行九千円）に引き下げるとともに、平成三十二年以降は行政職八級相当職員について三千五百円に引き下げる。

(4) 地域手当等 県内の公署に勤務する職員に係る地域手当の支給割合を二・七五％（現行三・五％）とする。併せて、給料月額について、当分の間、給料表の給料月額に〇・七五％を乗じて得た額を加算した額とする。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(1)イ、1(2)3及び1(2)4については、平成三十一年四月一日から施行することとした。

3 1(一)及び1(2)については平成三十年四月一日から、1(2)1アについては同年十二月一日から適用することとした。

○ 山梨県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）（景観づくり推進室）

1 公衆に対する危害の防止等のため、次の改正を行うこととした。

(一) 屋外広告物等に係る管理義務の範囲を全広告物に拡大する。

(二) 屋外広告物等の設置者等に点検義務を課す。

(三) 屋外広告物等の許可の有効期間の更新の規定を設ける。

(四) 屋外広告物等の設置等の禁止地域に田園住居地域を追加する。

(五) その他所要の改正を行う。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。ただし、1(四)については、公布の日から施行することとした。

## 条 例

山梨県文化芸術基本条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

## 山梨県条例第四十二号

### 山梨県文化芸術基本条例

#### 目次

##### 前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 文化芸術の振興等に関する基本的施策（第九条―第二十四条）

第三章 推進体制等（第二十五条・第二十六条）

##### 附則

文化芸術は、人々の高度な精神活動の産物であり、文化芸術活動は、人が自己の可能性を最大限に発揮して自分らしく豊かに生きるために極めて大切なものといえる。

また、異なる価値観を持つ個人から成る多様な社会において、文化芸術は、人々の相互理解をもたらし、人と人をつなぐ架け橋となり、和やかで潤いのある社会生活を実現するために重要なよりどころとなるものである。

私たちが暮らす山梨県は、富士山、八ヶ岳、南アルプスなどの山々と恵み豊かな森林を擁し、自然が織りなす四季折々の風景の移り変わりの中、悠久の歴史を紡いできた。

私たちの先人は、急峻な地形にみられる山岳県としての地理的特性や、寒暖差が大きい内陸性の気候などの厳しい環境条件を勤勉さと独創性によって克服し、生業を営み、ワイン産業、水晶宝飾産業、織物産業その他の地域産業を興し、たくましく山梨に息づいてきた。本県が誇る果樹農業は人々の暮らしに潤いを与える文化的景観を創り出し、

山梨の風土と人々の営為とが相まって、貴重な文化財や地域に根ざした伝統文化など本県特有の文化芸術が育まれ、今に至るまで脈々と受け継がれてきている。

近代以後、本県は交通網の整備とともに大きく発展を遂げてきた。明治期における中央線の開通、昭和期における中央自動車道の開通は、人々の動きを変え、産業構造を革新し、県民の意識や行動にも影響を与えずにはおかなかった。

このような潮流の中、リニア中央新幹線は、二十一世紀にふさわしい新たな国土軸として人々のグローバルな交流を飛躍的に拡大させ、山梨の文化芸術の魅力を広く国内外へ発信する好機や、文化芸術そのものが更なる進歩発展を遂げる契機をもたらすものと期待されている。

本県を取り巻くこのような状況を踏まえ、今こそ私たちは、山梨の優れた文化芸術の更なる高みを目指して邁進し、全ての県民が心豊かな生涯を過ごすことができる活力にあふれた地域社会を作り上げていく必要がある。

私たち山梨県民は、ここに、先人たちが創り上げ、守り、伝えてきた山梨の文化芸術に誇りを持ち、その更なる発展のために自らも一翼を担い、これをかけがえのない資産として次代に継承するとともに、県民誰もが等しく文化芸術を享受することができる、

文化的な品格に満ちた山梨県を実現することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

**第一条** この条例は、文化芸術の振興及び文化芸術により生み出される価値の活用(以下「文化芸術の振興等」という。)に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化芸術の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに県経済の活性化に寄与することを目的とする。

(基本理念)

**第二条** 文化芸術の振興等は、県民が文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)の主体であるという認識の下に、その自主性が十分に尊重されることを旨として行われなければならない。

2 文化芸術の振興等は、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重され、その能力が十分に発揮されることを旨として行われなければならない。

3 文化芸術の振興等は、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。

4 文化芸術の振興等は、文化芸術の多様性が尊重されるとともに、その多様性に応じた保護及び発展が図られることを旨として行われなければならない。

5 文化芸術の振興等は、文化芸術に対する県民の関心と理解が深められること、県民が本県の自然、歴史及び風土に培われてきた特色ある文化芸術(以下「山梨の文化芸術」という。)に誇りと愛着を持つことができるようにすること並びに県民の他の地域の文化芸術を尊重する心の涵養が図られることを旨として行われなければならない。

6 文化芸術の振興等は、山梨の文化芸術の魅力が広く国内外へ有効に発信されるとともに、文化芸術を通じて人々の活発な交流が図られることを旨として行われなければならない。

7 文化芸術の振興等に当たっては、県民、文化芸術活動を行う者及び団体(第五条及び第二十二条において「文化芸術団体等」という。)、事業者、学校等(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、児童福祉施設等をいう。)を設置し、又は管理する者(第七条において「学校等の設置者等」という。)、市町村並びに県の連携及び協力が図られるよう配慮されなければならない。

8 文化芸術の振興等に当たっては、文化芸術により生み出される多様な価値を地域の活力の向上及び経済の活性化に生かすことを旨として、文化芸術の固有の意義及び価

値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術の振興等は、山梨の文化芸術が、県民共通の資産として育まれ、後世に引き継がれることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

**第三条** 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、文化芸術の振興等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の役割)

**第四条** 県民は、基本理念ののっとり、文化芸術についての関心と理解を深めるとともに、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(文化芸術団体等の役割)

**第五条** 文化芸術団体等は、基本理念ののっとり、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第六条** 事業者は、基本理念ののっとり、文化芸術についての関心と理解を深めるとともに、その事業活動における文化芸術活動への参画又は支援を通じて、文化芸術の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(学校等の設置者等の役割)

**第七条** 学校等の設置者等は、基本理念ののっとり、子どもが感性を磨き、及び創造力を豊かなものにするができることとともに、山梨の文化芸術に誇りと愛着を持つことができるよう、文化芸術に親しむことができる機会の充実に努めるものとする。

(市町村との連携等)

**第八条** 県は、市町村が地域の文化芸術の振興等において果たす役割の重要性に鑑み、文化芸術の振興等に関する施策の実施に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村が行う文化芸術の振興等に関する施策について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第二章 文化芸術の振興等に関する基本的施策

(芸術の振興)

**第九条** 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。)その他の文化芸術の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

**第十条** 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(第十二条において「伝統芸能」という。))及び県民によって行われる民俗的な芸能(同条において「民俗芸能」という。))を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興及び国民娯楽の普及)

**第十一条** 県は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能等の継承及び発展)

**第十二条** 県は、伝統芸能及び民俗芸能(以下この条において「伝統芸能等」という。))並びに年中行事の継承及び発展を図るため、伝統芸能等の公演等への支援、年中行事に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

**第十三条** 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下この条において「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(山梨の文化芸術の保護、継承及び発展)

**第十四条** 県は、地域住民の生活の中で受け継がれてきた郷土食等の食文化、地域の固有の歴史、風土等を色濃く反映した祭礼、伝統的な技術又は技法等により創造され、県民の生活の中で育まれてきた伝統工芸等の文化的資産としての重要性に鑑み、山梨の文化芸術の保護、継承及び発展を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の担い手の育成及び確保等)

**第十五条** 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、文化芸術の継承のための活動を行う者、文化芸術活動の指導を行う者、文化芸術活動の企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術の担い手の育成及び確保を図るため、研修への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に規定する文化芸術の担い手が行う文化芸術活動その他の活動を支援するため、文化芸術に関するボランティアの活動の促進を図るものとする。

(文化芸術に対する理解の醸成等)

**第十六条** 県は、県民が文化芸術についての関心と理解を深めるとともに、生涯にわたる文化芸術活動にその能力を十分に発揮できるよう、文化芸術に関する学習の機会の

提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(子ども感性及び創造力の育成等)

**第十七条** 県は、次代の文化芸術の担い手となり得る子どもが感性を磨き、及び創造力を豊かなものにする事ができるとともに、山梨の文化芸術に誇りと愛着を持つことができるよう、乳幼児期から文化芸術に親しむことができる機会の提供、学校教育における文化芸術に関する教育活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の文化芸術活動の機会の充実等)

**第十八条** 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民が障害の有無等にかかわらず等しく、文化芸術を創造し、又は享受することができるとともに、障害者等(障害者その他日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者をいう。以下この項において同じ。)が行う文化芸術活動の充実を図るため、障害者等の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、豊富な知識と経験を有する高齢者が文化芸術の重要な担い手であることに鑑み、高齢者が行う文化芸術活動の充実を図るため、高齢者が文化芸術活動において活躍できる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、次代を担う青少年が文化芸術の継承及び発展において果たすべき重要な役割に鑑み、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設等の機能の充実及び活用の促進)

**第十九条** 県は、劇場、音楽堂、美術館、博物館、図書館、公民館その他の文化芸術に関する施設の機能の充実及び活用の促進を図るため、自らの設置に係る施設の整備に努めるとともに、公演、展示等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の活用による地域の活力の向上)

**第二十条** 県は、文化芸術の活用による地域の活力の向上を図るため、地域住民が主体となつて取り組む文化芸術を生かしたまちづくりその他の活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の活用による経済の活性化)

**第二十一条** 県は、文化芸術の活用による県経済の活性化を図るため、事業者が行う文化芸術を生かした事業活動への支援その他の産業の振興、観光の振興等に資する施策を講ずるものとする。

(文化芸術による交流の推進)

**第二十二條** 県は、文化芸術団体等、事業者、文化芸術に係る交流の促進に資する活動を行う団体その他の関係機関等と連携し、文化芸術に関する情報を国内外に発信するとともに、文化芸術を通じた地域間の交流、国際交流等の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(表彰)

**第二十三條** 県は、県民が自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて文化芸術の振興等に積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう、文化芸術の振興等に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うものとする。

(文化芸術推進月間)

**第二十四條** 県民の間に広く文化芸術についての関心と理解を深めるとともに、文化芸術の振興等に積極的に取り組む意欲を高めるため、文化芸術推進月間を設ける。

2 文化芸術推進月間は、十一月とする。

3 県は、文化芸術推進月間において、その趣旨にふさわしい事業を行うよう努めるとともに、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励するものとする。

第三章 推進体制等

(基本計画)

**第二十五條** 知事は、文化芸術の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興等に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 文化芸術の振興等に関する施策を推進するための方針

二 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

**第二十六條** 県は、文化芸術の振興等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 県は、文化芸術の振興等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第四十三号

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

**第一条** 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（昭和二十七年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

**第二条** 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第三条中「六月に支給する場合においては百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百七十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

#### 山梨県条例第四十四号

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

**第一条** 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

**第二条** 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「六月に支給する場合には百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百七十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

#### 附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

#### 山梨県条例第四十五号

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県職員給与条例の一部改正）

**第一条** 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条の五第一項第一号中「四十一万四千三百円」を「四十一万四千八百円」に改め、同項第二号中「五万七百元」を「五万八百元」に改める。

第二十九条第一項中「宿日直勤務を」を「宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を」に、

「四千二百円」を「四千四百円」に、「二万円」を「二万二千円」に、「七千二百円」を「七千四百円」に、「六千三百円」を「六千六百円」に、「三万円」を「三万五千五百円」に、「一万八千円」を「一万九千円」に改め、同条第二項中「前項の宿日直勤務」を「宿日直勤務」に、「宿日直勤務を」を「ものを」に、「二万円」を「二万二千円」に改める。

第三十三条第二項第一号中「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改め、同条第五項中「次条において同じ。」から「次条第三項第三号において同じ。」から「同項」を「第三十三条第一項」に、「次条において同じ。」を「次条第一項において同じ。」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

## 別表第一（第六条関係）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000



再任職員及び任期付職員以外の職員

41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				

	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600						
	95		295,200	343,100						
	96		295,600	343,500						
	97		295,800	343,700						
	98		296,100	344,100						
	99		296,500	344,500						
	100		296,900	344,800						
	101		297,100	345,100						
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000
任期付職員		148,600								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 別表第二（第六条関係）

## 医療職給料表

## イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500

再任職員及び任期付職員以外の職員	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000
任期付職員		257,600			

備考 この表は、病院、保健所等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000

再任用職員及び任期付職員以外の職員

41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		

	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			
	89		290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000
任期付職員		175,700						

備考 この表は、病院及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100	374,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400	384,200
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500	386,600
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600	388,900
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700	391,200
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200	393,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200	395,300
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100	397,500
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100	399,800
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000	401,700
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100	403,700
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200	405,900
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200	408,100
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200	410,100
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200	412,300
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300	414,500
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400	416,600
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100	418,500
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200	420,400
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300	422,200
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300	424,100
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300	425,800
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900	427,400
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800	429,100
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600